

## 平成20年度献血受入計画について（概要）

平成20年度献血受入計画については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第11条及び同法律施行規則第4条に則り、各都道府県と協議し、当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項について、以下のとおり計画します。

### 1. 当該年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成20年度に献血により受け入れる血液の目標量については、各都道府県における過去3年の輸血用血液製剤の需要動向と原料血漿の必要量から安定供給を確保するために、全血献血で約13.0万リットル、血小板成分献血で約3.1万リットル、血漿成分献血で約3.6万リットルの合計約19.7万リットルを確保することとします。なお、都道府県別目標量については、別紙1のとおりです。

日本赤十字社では、これらの目標量を確保するために、国、地方公共団体等との連携の下に献血受入れに取り組みます。

### 2. 前項の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

#### (1) 献血受入体制

- ①平成20年度に献血により受け入れる血液の目標量を確保するための各都道府県献血受入施設ごとの稼働数及び目標量については、別紙2のとおりとし、医療機関の需要に応じた400mL及び原料血漿確保のための成分献血を積極的に受入れることとします。
- ②献血者の利便性に配慮し、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、効率的な採血を行うための献血受入体制の整備及び充実を継続的に検討します。
- ③献血者が安心して献血できるように職員の教育訓練の充実強化により献血者の処遇向上、事故防止・安全確保に努めます。また、アンケート調査の実施等により献血者の要望を把握し、献血受入体制の充実に努めるとともに、献血者健康被害救済制度の適正な運用に努めます。